

平成24年第2回上里町議会定例会会議録第3号

平成24年3月7日（水曜日）

本日の会議に付した事件

- 日程第27 (町長提出議案第24号)平成23年度上里町一般会計補正予算(第4号)について
- 日程第28 (町長提出議案第25号)平成23年度上里町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第29 (町長提出議案第26号)平成23年度上里町介護保険特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第30 (町長提出議案第27号)平成23年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第31 (町長提出議案第28号)平成23年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第32 (町長提出議案第29号)平成23年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について
- 日程第33 (町長提出議案第30号)平成24年度上里町一般会計予算について
- 日程第34 (町長提出議案第31号)平成24年度上里町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第35 (町長提出議案第32号)平成24年度上里町介護保険特別会計予算について
- 日程第36 (町長提出議案第33号)平成24年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第37 (町長提出議案第34号)平成24年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計予算について
- 日程第38 (町長提出議案第35号)平成24年度上里町公共下水道事業特別会計予算について
- 日程第39 (町長提出議案第36号)平成24年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について
- 日程第40 (町長提出議案第37号)平成24年度上里町水道事業会計予算について

出席議員（13人）

1番	植原育雄君	2番	山下博一君
3番	植井敏夫君	4番	高橋正行君
5番	納谷克俊君	6番	中島美晴君
7番	荒井肇君	8番	新井實君
9番	小暮敏美君	10番	沓澤幸子君
11番	高橋仁君	12番	伊藤裕君
13番	根岸晃君		

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町長	関根孝道君	副町長	高野正道君
教育長	山下武彦君	総務課長	戸矢隆光君
総合政策課長	石原秀一君	税務課長	福島雅之君
町民環境課長	木村隆之君	福祉こども課長	関根健次君
健康保険課長	高杯一美君	まち整備課長	岩田貞祐君
下水道課長	豊田昇君	人権共生課長	河野光彦君
学校教育課長	山口正彦君	生涯学習課長	庄邦雄君
中央公民館長	清水澄雄君	水道課長	飯塚邦男君
学校指導室長	福嶋慶治君	図書館長	坂本勝男君
資料館長	外尾常人君	老人福祉センター所長	山田和雄君
会計管理者	島田講治君		

事務局職員出席者

事務局長 横尾邦雄 主任 戸矢信男

開 議

午前9時2分開議

議長（伊藤 裕君） ただいまの出席議員は13名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第27 町長提出議案第24号 平成23年度上里町一般会計補正予算（第4号）について

議長（伊藤 裕君） 日程第27、町長提出議案第24号 平成23年度上里町一般会計補正予算（第4号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第24号 平成23年度上里町一般会計補正予算（第4号）について御説明いたします。

平成23年度上里町一般会計補正予算（第4号）でございます。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ10億9,139万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ89億9,316万2,000円とし、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

第2条継続費ですが、地方自治法第212条第1項の規定による継続費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」によるものでございます。

第3条ですが、地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」によるものでございます。

第4条ですが、繰越明許費の追加及び変更は、「第4表 繰越明許費補正」によるものでございます。

第1表歳入歳出予算補正を御説明いたします。

2ページ、3ページをご覧ください。

歳入の主な補正ですが、国庫支出金の確定などによる歳入の増減のほか、町税については収納状況による増減で、自動車取得税交付金は昨年3月の大震災による販売台数の減少による減額で、地方特例交付金は額の確定による補正でございます。

交付税については、普通交付税の交付額の確定による増額補正とし、国庫支出金については、子ども手当交付金の減額と道路整備のための社会資本整備総合交付金や小学校、中学校の改修改築のための学校施設環境改善交付金、消防防災通信基盤整備費補助金など1億4,323万円を

計上いたしました。

繰越金は前年度繰越金を計上し、町債については道路関係債や学校関係等債の追加や変更で6億4,040万円を計上いたしました。

次に、4ページ、5ページをご覧ください。

歳出の主な補正は、歳入同様、執行状況による事業費の増減補正のほか、款2総務費では財政調整基金と減債基金へ3億7,100万円の積み立てを計上いたしました。

款3の民生費については、国民健康保険特別会計繰出金の減額や子ども手当費の減額が主な内容でございます。

款7土木費は、社会資本整備総合交付金事業の上里サービスエリア周辺地区道路整備や古新田四ツ谷線道路整備事業の工事費等を増額計上いたしました。

款8消防費と款9教育費では、災害対策事業として国の第3次補正を活用して防災行政無線移動系等新設工事、小学校2校分の体育館改修工事と上里中学校校舎棟改築工事を計上しています。

なお、これらの事業費は国の第3次補正予算によることから、繰越明許費と継続費を設定しています。

款10公債費は、借入額の減額や借り入れ条件等による元金と利子の減額補正でございます。

6ページをご覧ください。

第2表継続費でございます。継続費については、地方自治法第212条1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額を計上いたしました。

上里中学校改築事業として校舎棟改築工事費等を総額13億2,357万1,000円、期間を平成23年度から平成25年度までの3カ年を設定いたしました。

なお、平成23年度は事業費総額の約3割、3億9,310万9,000円を設定し、この補正予算に計上しております。

次に、7ページでございます。

第3表地方債補正ですが、国の第3次補正による事業として、防災行政無線整備事業、小学校体育館改修事業、上里中学校改築事業を追加計上するものでございます。起債限度額5億9,060万円を追加いたしました。また、地方道路整備事業の起債限度額を1億2,550万円と変更しております。

8ページをご覧ください。

第3表繰越明許費の補正でございます。新たに災害対策事業や上里サービスエリア周辺地区道路整備事業、古新田四ツ谷線整備事業、小学校改修事業を追加するとともに、上里中学校改築事業は上里中学校校舎棟実施設計業務委託の減額等により減額変更を計上いたしました。

以上が一般会計補正予算の提案説明ですが、慎重御審議をいただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

なお、詳細の内容説明につきましては、担当課長より説明させますので、よろしくお願いたします。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 石原秀一君補足説明〕

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 何点か質問させていただきます。

まず1点は、この大きなほうなんですけれども、総務課のところでありまして、選挙管理委員会の事業の使用料及び賃借料のところをリース分としまして3年間分というふうに説明されたと思いますけれども、リースをさらに3年延ばすことによる減額という、ちょっとわからなかったんですけれども、新たに3年間借りるのに減額するというのがちょっとわからなかったんですけれども、御説明願いたいと思います。

それから、子ども手当の支給なんですけれども、政府が子ども手当を大々的に打ち出した後に、財源が伴わなくてこのような形で改定ということになったわけなんですけれども、この減額されたことによる子どもたちの支出なんですけれども、実際問題は何人が当初の予定よりも減額になってしまったんでしょうか。減額になった御家庭が結構多いんじゃないかなというふうに思いますので、その内訳というんですか、お願いしたいというふうに思います。

あと、人権共生課の部分なんですけれども、啓発部分の委託金は県の支出金が減額になった分減額していくということでありまして、運営費等については一般会計の補正ということを出していくということではありますが、県はこの減額はどのような内容の減額なんでしょうか。補助率が変わったとか、内容的な減額なんでしょうか。その辺について伺いたいと思います。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 総務課長。

〔総務課長 戸矢隆光君発言〕

総務課長（戸矢隆光君） 選挙管理のリースの関係でございますけれども、リース期限が満了したため、新たにリースを受けずに再リースをしたためでございます。

議長（伊藤 裕君） 福祉子ども課長。

〔福祉こども課長 関根健次君発言〕

福祉こども課長（関根健次君） 子ども手当の減額についてでございますが、内容的には当初予算で見込んでおりました3歳未満が2万円支給の予定で進めておったんですが、いろいろな制度改正によりまして、4月から9月分までは1万3,000円、それから10月以降が特別措置法でさらに子ども手当が継続になったわけですが、1万5,000円と1万円という金額で変更になったものでございまして、個々の何人がというのが、ちょっと細かい資料になりますので、すぐ出ないんですけども、後で人数のほうは調べさせていただきたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 人権共生課長。

〔人権共生課長 河野光彦君発言〕

人権共生課長（河野光彦君） 隣保館運営費の補助金の減額でございますが、これは県より補助申請の段階におきまして、県内の隣保館の対象経費が県の予算を上回っているということで、その調整がありまして、その減額でございます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑ありませんか。

山下博一議員。

〔2番 山下博一君発言〕

2番（山下博一君） 2番、山下です。2点ほどお伺いします。

この横長の資料の3ページの福祉こども課、主な歳出のほうの児童福祉事務事業で施設備品購入費、先ほどの説明ではA E Dの配布が終わったということなんですが、公立の保育所及び法人の保育所の配布台数、それわかったらちょっと公立と法人別ですね、保育所1カ所当たり幾つ配布されたのか、トータル何台なのか、それが1点。

それから、5ページの学校教育課、主な歳出の小学校校舎改修事業で賀美小学校の体育館改修工事実施設計管理業務委託料753万9,000円、神小も同じような数字が出てます。私の質問趣旨は、実施設計と管理業務委託料込みで数字が出ているんですが、この設計と管理業務、分けた数字をちょっと教えていただきたい。上里中学校の改修事業を見ると、校舎設計の業務委託料が3,585万5,000円、それから管理業務が864万円という数字が出ているので、同様な分け方でちょっと整理していただきたい。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 関根健次君発言〕

福祉こども課長（関根健次君） 最初の質問の児童福祉事務事業の施設備品購入費でございますが、A E Dを8台購入いたしまして、内訳は児童館が5台、保健センター1台、役場庁舎

1台、図書館1台、合計8台を購入し、その額の確定によりまして減額補正をさせていただくものでございます。

議長（伊藤 裕君） 学校教育課長。

〔学校教育課長 山口正彦君発言〕

学校教育課長（山口正彦君） 賀美小学校の実施設計につきましては432万6,000円を予定しております。管理業務につきましては321万3,000円でございます。神保原小学校につきましては、実施設計406万3,500円、管理につきましては339万1,500円を予定しておるところでございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑ありませんか。

1番、植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 1番の植原でございます。

この大きいA3の横判の補正予算の説明書の3ページの福祉こども課のこども青少年係の保育所の運営費、保護者負担金滞納繰越分106万9,000円、これは何人分のものか。それと、残りの滞納繰越分があるかどうかということと、あと1点は、4ページのところのまち整備課の公園管理事業、堤調整池運動公園簡易トイレ設置工事、これは去年の大雨の時の被害があったために、またトイレを設置したというような説明であったと思いますけれども、同じ場所に設置をされたのか、そこら辺のところをちょっとお聞きしたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 福祉こども課長。

〔福祉こども課長 関根健次君発言〕

福祉こども課長（関根健次君） 滞納繰越分の歳入106万9,000円でございますが、まだ残りがあるかということですが、残りがまだございます。当初予定していた滞納繰越分の徴収額と比較して、夜間徴収等を行ったために、当初予定額よりも106万9,000円が増えまして、合計では306万7,000円が入る見通しとなったものでございます。

残りの滞納額については、ちょっと現在出ておりませんので、後で報告させていただきたいと思います。

議長（伊藤 裕君） まち整備課長。

〔まち整備課長 岩田貞祐君発言〕

まち整備課長（岩田貞祐君） 堤調整池の運動公園の簡易トイレの設置工事の件でございますけれども、この件につきましては、小便器のほうを2基新しく購入して設置する予定となっております。それで、説明の中では、前年の大雨の中でこれが壊れてということでございますが、この件につきましては、いたずらによりまして、ドア付きの大便器が8基ございました。

これが5基分ドアがちょっと修理不可能な状態まで壊されて、これを修繕いたしますと、ドアだけで1枚8万円するような状況でございますので、今回その壊された分については撤去することにいたしました。3基分を大雨によりまして、大体トイレの3分の2ぐらい前回の雨で水に浸るといような状態が起きましたので、3基残りまして、これを回りの管理道のところに土地改良の碑がありますが、このところに3基分を水にかからないところに移設することといたしました。現在、その移設工事は終わっておりますけれども、今回の補正によりまして、ドアがない小便器を2基買いまして、同じ所に2基設置する予定でございます。

以上です。

議長（伊藤 裕君） 1番、植原育雄議員。

〔1番 植原育雄君発言〕

1番（植原育雄君） 先ほどの滞納繰越分の関係ですけれども、職員の皆さんのいろいろと努力の結果がここに出ていると思いますので、今後も不公平感をなくさないように努力をしていただきたいと思います。

それから、まち整備課のところで、先ほど私がどこに設置するのかというようなことを質問したかと思いますが、私も大雨、洪水等といいますか、調整池というのは大雨のときは水が溜まって当たり前のところですので、私も考えていたんですけれども、高台のところに移設するべきかなというふうに考えておりましたので、そこら辺のところを高台のほうに設置をするということでありましたので、了解をいたしました。

以上です。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑ありませんか。

9番、小暮敏美議員。

〔9番 小暮敏美君発言〕

9番（小暮敏美君） 先ほど同僚議員が質問して、課長のほうから答弁をしていたんですが、もうちょっと突っ込んで福祉こども課の滞納繰越分に関してなんですが、もうちょっと教えていただきたいんですが、繰越分106万9,000円、それとあと含めて306万7,000円の徴収の見込みがあるというお話がありました。やはり非常に職員の方の努力が実ってきたのかなというふうに思うんですが、これだけ景気の悪い時期に、これだけのまとまった金額が徴収できるというのは、やはり滞納した人が払えるのに払えないような方だったのか、民間のところに勤めていたのか、公的なところに勤めていたのかとなりますと、なかなか民間という企業に勤めていると徴収しにくい。やっぱり公的なところに勤めた方のような気がするんですが、この滞納先の相手先、職業等は当然把握しているかと思うんですが、どういう方が滞納をしていたのか、御答弁をお願いします。

議長（伊藤 裕君） 福祉子ども課長。

〔福祉子ども課長 関根健次君発言〕

福祉子ども課長（関根健次君） 現在、手元に滞納者の職業別リストとかございませんので、後でわかる範囲で御報告をさせていただきたいと思いますが、徴収の方法につきましては、夜間徴収、それから督促状、差し押さえ、現在支給しております子ども手当からの充当といたしますか、そういうのを積極的に進めておりますので、職業の偏りまでは把握は、現在この資料の中ではございませんので、後で調べさせていただきたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 9番、小暮敏美議員。

〔9番 小暮敏美君発言〕

9番（小暮敏美君） 大体内容はわかりました。

この回収に対して何人ぐらいの人が携わってここまでこぎ着けたのか、ちょっと余談ですが、お聞かせ願えればと思いますが。

議長（伊藤 裕君） 福祉子ども課長。

〔福祉子ども課長 関根健次君発言〕

福祉子ども課長（関根健次君） 福祉子ども課の中で子ども青少年係4名がございまして、4名で夜間徴収等はやってございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑ありませんか。

5番、納谷克俊議員。

〔5番 納谷克俊君発言〕

5番（納谷克俊君） 2点ほどお尋ねいたします。

1点目が衛生費の保健衛生費の中でがん検診委託料が確定によって300万円減額補正ということなんですけれども、こちらは減額補正ということは受診率が少なかったのかなというふうに単純に考えたんですけれども、この辺の啓発のほうはどうなっているのかということが1点目と。

2点目が29ページのほうの教育費の中学校費の関係なんですけど、今回、国の3次補正による学校施設環境改善交付金、不適格改修ということで3分の1補助ということですが、これに伴っての地方債の起債が2億9,560万ですよ。単純に考えれば3分の1だから、起債のほうはもう補助金の2倍ということなんでしょうけれども、実際にはそうはいかないという中で、この2億9,560万という起債があって、あわせてこれが今回の補正予算の中で継続事業費ということで23年度分が3億9,310万9,000円ということになっていると思うんですが、校舎改築工事自体に関しては現在実施設計中で、工事のほうは実際には24年度の発注になるんだと思うんですが、そういった中で、今回継続費の補正ということで継続費が出てきたことと、この国庫補

助金と起債額の割合の問題、割合というか、どのような根拠でこのような継続費と起債と補助金の割合になったのかをわかりやすく御説明いただくとありがたいんですけども、ちょっと質問の仕方が不十分かもしれませんが、よろしく願いいたします。

議長（伊藤 裕君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 御説明させていただきます。

国の補助金がつきまして、節目のがんという形で40歳、45歳という形で5年刻みで対象者の方に無料クーポンということを国から勧められてやっているんですが、なかなかその辺のやはりがん検診を受ける方は受ける、節目で受けてほしいんですが、そこまで行ってもまだまだ受診率が上がらないというのが現状でございます。その辺のところの当初見込みと実際の数が乖離があるということで御理解いただきたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 総合政策課長。

〔総合政策課長 石原秀一君発言〕

総合政策課長（石原秀一君） それでは、上里中学校関係の起債額等のご質問をいただきましたので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

まず、今回、第3次補正の予算を使ったということでございまして、これにつきましては第3次補正の中に震災対策関連予算といたしまして、緊急防災・減災事業という事業がございます。これを積極的に活用していきたいということでございます。

また、中学校の校舎建て替えにつきましては、町長の政策課題として喫緊の課題でございますので、一日も早い事業化を目指すということが最重要課題となっておりますので、この事業を最大限活用して早期の事業化を図るということで指示を受けてございまして、このためにいろいろこの補助事業として使えないかということで、教育委員会の学校教育課さんを通じまして、埼玉県財務課ともいろいろ調整をさせていただいたところ、これを使うことが可能だということになりまして、今回平成24年度当初ではなく、23年度の補正予算として前倒して予算組みをさせていただいて、一日も早い着工に漕ぎ着けるということを最大限にしたものでございます。

次に、補助の関係と起債額の算出方法の関係でございます。先ほど申し上げました今回緊急関係の防災・減災事業ということでございまして、こちらの事業につきましては、従来の義務教育債のものと若干違ってございまして、まず義務教育の関係のものにつきましては、補助基準額が必ずしも実施額とイコールではございませんで、補助基準額というのが決まっております。ですので、その補助基準額の3分の1が補助ということでございます。ですので、補助基準額から補助額を引きたいいわゆる補助裏分について、まず起債を起こしてまいります。そう

しますと、実際に実施する額と補助基準額に差が出てまいります。いわゆる面積差とか単価差と言われるものでございまして、これが言い方とすると継ぎ足し単独というふうに言われてございます。この継ぎ足し分について起債を起こすということでございますので、単純に残りの3分の2が起債額ということではございまして、補助裏分と継ぎ足し単独を合わせたものが起債額というふうになってございます。今回で申し上げますと、補助裏分の関係の起債額といたしましては9,300万、それから継ぎ足し単独として2億2,060万を計上してございます。

また、今回緊急防災・減災事業につきまして、大変財源措置が拡充されてございまして、交付税算入がございまして、償還関係のものにつきましては、今回の事業については10年間の返済期間となつてございまして、2年間据え置き8年で元金を返すということでございます。この間の交付税の算入率につきましては、補助裏につきましては80%の交付税算入がございまして、また、単独事業分につきましては70%の交付税算入があるということでございまして、今回の防災行政無線、また小学校の体育館、上里中学校の23年度計上した分についてが対象となつてございまして、極めて財源的な措置が優遇されているという事業となつておるところでございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑ありませんか。

6番、中島美晴議員。

〔6番 中島美晴君発言〕

6番（中島美晴君） 6番、中島です。1点だけ伺わせていただきます。

この補正予算の大きい4ページ、下水道課の国庫支出金、循環型社会形成推進交付金、御説明では合併浄化槽の交付金額の確定に伴う減額ということで17万9,000円、隣の県支出金、合併浄化槽設置整備事業奨励交付金59万1,000円、そのまた支出のこの関連なんですけれども、合併浄化槽の平成23年度の設置数が、設置が終了したことに伴っての今回の数字ということで受けとめてよろしいんでしょうか。設置数が23年度何件ぐらいあったのかお伺いします。

議長（伊藤 裕君） 下水道課長。

〔下水道課長 豊田 昇君発言〕

下水道課長（豊田 昇君） 説明させていただきます。

設置数は10基で全部終了いたしました。当初予算で10基設けてございまして、1月で10基全部完了いたしましたので、それに伴います国・県に請求し、その内示または交付決定された部分でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第24号 平成23年度上里町一般会計補正予算（第4号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

再開は10時25分からといたします。

午前10時10分休憩

午前10時25分再開

議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第28 町長提出議案第25号 平成23年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について

議長（伊藤 裕君） 日程第28、町長提出議案第25号 平成23年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第25号 平成23年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

平成23年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによるものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,309万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億327万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金

額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

補正予算書の2ページをご覧ください。

第1表歳入歳出予算の補正でございます。

歳入についてでございます。

款3国庫支出金、項1国庫負担金につきましては、今年度の療養給付費負担金や高額医療費共同事業負担金及び特定健康診査等負担金が確定したため、1,701万1,000円を減額補正するものでございます。

項2国庫補助金につきましては、東日本大震災により南相馬市より1世帯4名の方が町の国民健康保険に加入しております。国民健康保険税の減免や医療費の一部負担金の免除等について交付される災害臨時特例補助金や70歳以上74歳までの前期高齢者の方の医療費の負担割合が平成20年度から平成23年度まで1割に凍結されていましたが、平成24年度も引き続き1割に凍結されることになったため、高額受給者証を再交付するための補助金でありまして、61万3,000円の予算計上でございます。

続きまして、款4療養給付費交付金につきましては、60歳以上65歳未満の退職者医療に該当する被保険者の療養給付費等について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるものでございます。交付額が2億3,136万7,000円に確定したため、7,870万8,000円の補正であります。

続きまして、款6県支出金、項1県負担金につきましては、高額医療費共同事業負担金や特定健康診査等負担金が確定したため、300万2,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、款7共同事業交付金についてですが、高額医療費共同事業交付金が6,185万3,186円に、保険財政共同安定化事業交付金が2億5,869万3,876円に確定したため、合計で1,653万5,000円を補正するものでございます。

続きまして、款9繰入金、項1他会計繰入金につきましては、一般会計からの繰入金であります。出産育児一時金分84万円、国保の財政安定化支援事業分769万3,000円の増額補正と、その他分の繰入金を歳入歳出の補正額の調整により9,704万5,000円減額し、合計で8,851万2,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、款11諸収入、項3雑入であります。特定健康診査の一部負担金額が1,473人分、147万3,000円に確定したため、42万7,000円の減額補正であります。

続きまして、歳出であります。

款1総務費、項1総務管理費につきましては、高齢受給者証の郵送経費900通分の20万3,000円及び埼玉県国民健康保険団体連合会へのレセプト審査支払システム等最適化負担金39万9,000円の補正で、合計で60万2,000円の補正であります。

なお、レセプト審査支払システム等最適化負担金につきましては、東日本大震災によりシス

テムの構築が遅延した影響により負担するもので、国の特別調整交付金が交付される予定でございます。

項 2 徴税費につきましては、国保税のコンビニ収納の手数料が不足するため、11万7,000円を補正するものであります。

続きまして、款 2 保険給付費、項 4 出産育児諸費につきましては、出産育児一時金として47人分、1,974万円の歳出を見込んでいたところですが、3月の支出に3名分の支払いが不足することが見込まれ、126万円を補正するものでございます。

続きまして、款 7 共同事業拠出金につきましては、高額医療費共同事業医療費拠出金額が5,830万4,634円に確定したため、1,086万1,000円の減額補正であります。

続きまして、款 8 保健事業費、項 1 特定健康診査等事業費につきましては、特定健康診査の委託料が1,449万9,996円に確定したため、421万4,000円の減額補正でございます。

以上で平成23年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の提案説明とさせていただきます。

慎重審議いただきまして、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第25号 平成23年度上里町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 2 9 町長提出議案第 2 6 号 平成 2 3 年度上里町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について

議長（伊藤 裕君） 日程第29、町長提出議案第26号 平成23年度上里町介護保険特別会計

補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第26号 平成23年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）について御説明いたします。

平成23年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）は、次の定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ82万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ13億9,519万7,000円とし、歳入歳出予算の補正は款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

次に、2ページでございます。第1表歳入歳出予算補正でございます。

初めに、歳入ですが、款3国庫支出金、項1国庫負担金につきましては、保険給付費の増額に伴う法定負担割合分として20万7,000円、国庫負担金の実績見込額により1,219万1,000円、合計1,239万8,000円の増額をするものでございます。

項2国庫補助金につきましては、普通調整交付金の実績見込額により1,567万3,000円の減額、地域支援事業交付金として182万1,000円の増額、介護保険制度等の改正に伴うシステム改修事業費に157万5,000円、合計で1,227万7,000円の減額であります。

款4支払基金交付金、項1支払基金交付金につきましては、交付金等の実績見込額により23万3,000円の減額であります。

款5県支出金につきましては、429万8,000円の増額であります。内訳といたしましては、項1県負担金338万7,000円、項2県補助金91万1,000円でございます。

款6繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、保険給付費の町負担分と事務費などで955万9,000円の減額であります。

款7繰越金、項1繰越金は歳入の歳出に不足する額619万8,000円の補正であります。

歳入の合計につきましては、現予算に対し82万5,000円を追加し、予算総額を13億9,519万7,000円とするものでございます。

続きまして、歳出であります。

款1総務費、項1総務管理費につきましては、職員手当等の減額、共済費の増額と介護保険制度等の改正によるシステム改修業務委託料などで242万2,000円を計上いたしました。

款2保険給付費につきましては、項1介護サービス等諸費193万2,000円の増額、項2介護予防サービス等諸費124万7,000円の減額、項3高額サービス費70万円の増加で、合わせまして

138万5,000円の増額となります。

款3 基金積立金につきましては、介護給付費準備基金積立金への積立金で315万6,000円を計上するものでございます。

款4 地域支援事業費、項1 介護予防事業費につきましては、給与費が3万5,000円の減額、訪問型介護予防事業における委託料として7万6,000円の増額、合わせて4万1,000円の増額となります。

項2 包括的支援事業・任意事業費につきましては、給与費の減額に伴い1617万9,000円を減額するものでございます。

歳出の合計につきましても、歳入同様、現予算に対して82万5,000円を追加し、予算総額を13億9,519万7,000円とするものでございます。

以上で介護保険特別会計補正予算の提案説明とさせていただきます。慎重審議いただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） こちらのほうでお聞きしたいと思います。

支出のほうなんですけれども、6ページ、7ページにかかわるところなんです、地域密着型介護サービス給付費が減額になっていまして、また介護予防サービス等諸費等も減額になっている一方で、施設サービスのほうが増額ということになっていると思うんです。これは見込みに対して実績が変化したということでしょうか。

それと、地域包括的支援事業のほうでありますけれども、給与費の減額の幅が大きいと思うんですけれども、これは職員の減なんですか。その辺を確認したいと思います。

もう1点、地域支援事業費のところの介護予防特定高齢者の施策事業費でありますけれども、新たに訪問型介護予防事業として栄養改善等事業委託料というのが、わずかですけれども出ておりますが、これはどちらのほうに委託されるのか、内容は栄養改善の指導だと思っておりますけれども、どういう職種の方が当たるのかお尋ねしたいと思います。

議長（伊藤 裕君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 御説明させていただきます。

最初の給付費の関係は、年間トータルで見込んでおります。やはり施設費となると相当大き

な額になりまして、その辺の微調整をここでさせていただいているという、そのようなことになるかと思えます。

それと、地域支援事業費の給与費の問題ですが、当初予算では国の補助金がないという見込みで、一般会計からの繰り出しということであったんですが、一応その辺調整させていただきましたら、見てもいいということでございますので、補助金を有効活用させていただくと。

それと、最後のものについては、栄養改善については、現在、実施しております給食サービス、この辺のちょっと不足額が生じてくるということでございますので、補てんさせていただくということで準備しております。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第26号 平成23年度上里町介護保険特別会計補正予算（第3号）についての件
を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第30 町長提出議案第27号 平成23年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算
（第1号）について

議長（伊藤 裕君） 日程第30、町長提出議案第27号 平成23年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第27号 平成23年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

平成23年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる

ものでございます。

第1条歳入歳出予算の補正です。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ17万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億9,272万円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

補正予算書の2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入についてでございます。

款3繰入金、項1一般会計繰入金につきましては、保険料の軽減分であります保険基盤安定負担金の繰入金が4,185万4,847円に確定したため、239万4,000円の減額補正をするものでございます。

続きまして、款4繰越金につきましては、前年度の繰越金が388万4,778円に確定したため、338万4,000円を補正するものでございます。

款5諸収入、項3受託事業収入につきましては、埼玉県後期高齢者医療広域連合から健康診査の受託事業収入が254万1,876円に確定したため、103万6,000円の減額補正であります。

項4雑入につきましては、後期高齢者の方の健康診査の一部負担金が372人分、37万2,000円に確定したため、12万8,000円の減額補正であります。

歳入合計につきましては、17万4,000円を減額し、予算総額を1億9,272万円とするものでございます。

続きまして、歳出であります。

款1総務費、項1総務管理費につきましては、健康診査の委託料が372人分、366万1,056円に確定したため、126万3,000円を減額補正するものでございます。

続きまして、款2後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、保険基盤安定分の納付額が4,185万4,847円に、また事務費等の共通経費負担金が804万2,907円に確定したため、252万8,000円の減額をし、納付金総額を1億8,083万4,000円とするものでございます。

続きまして、款3諸支出金、項2繰越金につきましては、平成22年度の繰越金を精算して一般会計へ繰り出すもので、361万7,000円の補正であります。

歳出合計につきましても、歳入同様17万4,000円減額し、予算総額を1億9,272万円とするものでございます。

以上で平成23年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の提案説明とさせていただきます。慎重審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第27号 平成23年度上里町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第31 町長提出議案第28号 平成23年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について

議長（伊藤 裕君） 日程第31、町長提出議案第28号 平成23年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました平成23年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について御説明申し上げます。

平成23年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ71万5,000円を減額いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,186万7,000円とするものでございます。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」に記載されているとおりでございます。

次に、2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。

歳入につきましては、款1分担金及び負担金、項1負担金を2,918万7,000円減額し、款2繰入金、項1他会計繰入金2,847万2,000円増額するものでございます。

歳入合計につきましては、補正前の額5,258万2,000円に対しまして、補正額71万5,000円を減額いたしまして、5,186万7,000円とするものでございます。

次に、歳出でございます。

款1事業費の内訳でございます。給与費71万5,000円を減額するものでございます。

歳出合計につきましては、歳入と同様に補正額71万5,000円を減額いたしまして、5,186万7,000円とするものでございます。

なお、事業の進捗状況でございますが、昨年の6月議会定例会で字の変更についての議案を議決をしていただきました。現在、事業計画の変更や換地計画の作成を行っており、平成24年度における換地処分を目指して事業を推進しているところでございます。

平成23年度の保留地処分につきましては、一般保留地1画地を売却でき、付け保留地3画地の売却を予定をしております。今後も引き続き広報等を行い、1画地でも多く保留地を売却してまいりたいと考えております。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第28号 平成23年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第32 町長提出議案第29号 平成23年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算

(第3号)について

議長(伊藤 裕君) 日程第32、町長提出議案第29号 平成23年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

[副町長 高野正道君発言]

副町長(高野正道君) 御提案申し上げました議案第29号 平成23年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算(第3号)について御説明いたします。

平成23年度上里町公共下水道事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算の補正ですが、第1条歳入歳出補正予算は、歳入歳出それぞれ1,013万5,000円を減額し、総額3億8,477万4,000円とするものでございます。

第2項、歳入歳出補正予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものであります。

次に、繰越明許費であります。

第2条地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することのできる経費は、「第2表 繰越明許費」によるものでございます。

2ページをお願いします。

第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入4款、歳出2款の構成となっており、その内容を御説明をいたします。

初めに、歳入でございます。

款1分担金及び負担金、項1負担金を900万円の減額補正いたしまして、総額を880万2,000円とするものでございます。戸別訪問等により接続促進を進めておりますが、合併処理浄化槽の設置や高齢者世帯並びに現在の経済状況等が下水道への接続を遅らせている要因と思われております。当初の見込みの半分強の減額をしなければならないものでございます。

次に、款2使用料及び手数料であります。603万2,000円を増額補正いたしまして、総額を6,114万7,000円とし、項1使用料602万8,000円を増額補正し、総額を6,113万7,000円とするものでございます。この増額は児玉工業団地及び上里ゴルフ場の使用料が大きく起因しているものでございます。

また、項2手数料4,000円を増加補正し、総額を1万円とするものでございます。

次に、款4繰入金、項1他会計繰入金725万9,000円を減額し、総額を8,616万3,000円とするものでございます。

次に、款6 諸収入9万2,000円を増額し、総額を9万3,000円とし、項2 雑入を創設し、9万2,000円とするものでございます。この増額内容は、上里ゴルフ場の取付管工事負担分等でございます。

歳入合計であります。1,013万5,000円減額いたしまして、総額を3億8,477万4,000円とするものでございます。

次に、歳出であります。

款1 事業費、項1 事業費1,013万5,000円を減額し、総額を3億115万6,000円とするものであります。この減額補正の内容ですが、職員給与費で111万4,000円、公共下水道維持管理事業で810万7,000円、公共下水道建設事業費で91万4,000円をおのこの減額するものでございます。

歳出合計であります。歳入合計と同じく1,013万5,000円を減額いたしまして、総額を3億8,477万4,000円とするものでございます。

3ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費でございます。

この内容であります。汚水管渠築造工事を実施するに当たり、水道管の試掘調査を実施いたしましたところ、移設対象管や不明管があり、この移設等による不測の日数が必要となったことによりまして、平成24年度へ繰り越して使用する事業名及び金額を定めたものでございます。事業名は公共下水道建設事業費で合計3,211万4,000円でございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議長（伊藤 裕君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

質疑ありませんか。

10番、沓澤幸子議員。

〔10番 沓澤幸子君発言〕

10番（沓澤幸子君） 理由はよくわかったんですけども、歳入のところの受益者負担金、大きな減額となっていますけれども、この見込みですか、供用世帯に対して何世帯の加入で、加入率どのぐらいになる予定なんですか。

議長（伊藤 裕君） 下水道課長。

〔下水道課長 豊田 昇君発言〕

下水道課長（豊田 昇君） 説明させていただきます。

当初のこの計画でいきますと1,200世帯でございます。それで、今現在でいきますと380世帯の加入でございますので、今現在は29.28%の加入率でございます。

なお、この減額につきましては、当初200戸設けておったんですが、副町長の提案説明でございますとおり、状況等のことを考えまして、今回90戸に減額させていただき、なお且つ前年からの繰越分というか、5年の分割というのがございますので、その部分を含めた総額でございます。

以上でございます。

議長（伊藤 裕君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（伊藤 裕君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第29号 平成23年度上里町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（伊藤 裕君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前 11時05分休憩

午後 1時30分再開

議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第33 町長提出議案第30号 平成24年度上里町一般会計予算について

日程第34 町長提出議案第31号 平成24年度上里町国民健康保険特別会計予算について

日程第35 町長提出議案第32号 平成24年度上里町介護保険特別会計予算について

日程第36 町長提出議案第33号 平成24年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第37 町長提出議案第34号 平成24年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計予算について

日程第38 町長提出議案第35号 平成24年度上里町公共下水道事業特別会計予算につ

いて

日程第39 町長提出議案第36号 平成24年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について

日程第40 町長提出議案第37号 平成24年度上里町水道事業会計予算について

議長（伊藤 裕君） 日程第33、町長提出議案第30号 平成24年度上里町一般会計予算について、日程第34、町長提出議案第31号 平成24年度上里町国民健康保険特別会計予算について、日程第35、町長提出議案第32号 平成24年度上里町介護保険特別会計予算について、日程第36、町長提出議案第33号 平成24年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第37、町長提出議案第34号 平成24年度上里町神保原駅南土地地区画整理事業特別会計予算について、日程第38、町長提出議案第35号 平成24年度上里町公共下水道事業特別会計予算について、日程第39、町長提出議案第36号 平成24年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について、日程第40、町長提出議案第37号 平成24年度上里町水道事業会計予算について、以上の8件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。なお、議案第30号から議案第37号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案いたしました議案第30号 平成24年度上里町一般会計予算について御説明いたします。

平成24年度上里町一般会計・特別会計予算書の5ページをお願いいたします。

平成24年度上里町一般会計の予算は、次に定めるところによります。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ74億2,200万円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものであります。

第2条につきましては、債務負担行為についてでございます。地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものとし、5件を定めるものであります。

第3条については、地方債についてでございます。地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるものとし、5事業、6億2,600万円を定めるものであります。

第4条については、一時借入金についてでございます。地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5億円と定めるものでございます。

第5条については、歳出予算の流用についてでございます。地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものと定めております。

それでは、各表ごとに説明をさせていただきます。

第1表歳入歳出予算でございます。6ページから8ページで歳入予算の款項別の予算について説明いたします。

平成24年度の歳入は、景気低迷が長引く中で、款1町税につきましては、税制改正や固定資産の評価替え等により、前年度より6,436万円の減額になり、35億5,337万7,000円を計上いたしました。

次に、款2の地方譲与税は、前年度より310万円の減額で1億1,100万円を計上いたしました。

款3利子割交付金から款8の自動車取得税交付金までについては、利子割交付金については前年度より70万円の増額の680万円を、配当割交付金は前年度より10万円増額の430万円を、株式等譲渡所得割交付金は前年度より35万円増額の105万円を、地方消費税交付金は前年度と同額の2億500万円を、ゴルフ場利用税交付金は前年度より30万円減額の700万円を、自動車取得税交付金は前年度と同額の4,500万円をそれぞれ計上いたしました。

款9の地方特例交付金につきましては、住宅借入金等特別控除分のみの交付金となり、前年度より3,040万円の減額で1,800万円を計上しています。

款10地方交付税につきましてですが、普通交付税は国が前年度とほぼ同額の予算を確保したことにより、基準財政需要額と基準財政収入額を推計したところ、前年度より400万円の増額で8億円を計上し、特別交付税については200万円の減額で9,000万円を計上いたしました。

款12分担金及び負担金は、保育所運営費保護者負担金が主なもので、前年度より766万6,000円減額の1億7,904万6,000円を計上いたしました。

款13使用料及び手数料については、町営住宅使用料や上里ゴルフ場公園施設管理許可使用料など前年度より258万9,000円減額の1億3,785万6,000円を計上いたしました。

款14国庫支出金については、子どものための手当交付金と子ども手当交付金を合わせまして4億3,816万7,000円、障害者自立支援給付費負担金1億2,499万6,000円、道路整備事業として社会資本整備総合交付金の7,315万円など、前年度より1億5,662万7,000円の減額で7億8,679万7,000円を計上いたしました。

款15県支出金は、国庫支出金と同様の子どもための手当等交付金が9,279万3,000円、保険基盤安定負担金6,991万5,000円、緊急雇用創出基金事業補助金6,359万6,000円など、前年度より4,606万5,000円の減額で5億5,588万8,000円を計上いたしました。

款16財産収入は、土地貸付収入の290万円などで、前年度より56万円減額の325万5,000円を計上いたしました。

款18繰入金については、財政調整基金から1億300万円を繰り入れるなど、前年度より3,689万4,000円の増額で1億2,634万2,000円を計上いたしました。

款20諸収入は、町税の延滞金900万円や埼玉県市町村振興協会市町村交付金1,790万円などで、前年度と比較して739万9,000円の増額で5,736万4,000円を計上いたしました。

款21町債は、臨時財政対策債の5億4,000万円と道路関係債などで、前年度より5,030万円の増額で6億2,600万円を計上しております。

款1町税から款21町債までの歳入総額は74億2,200万円で、前年度に比較して1億7,830万円の減額であります。

次に、歳出予算の款項別の金額が9ページからとなっています。

款1議会費については、議員年金制度の廃止に伴う共済給付費負担金や議員報酬の減額等により、前年度より1,833万1,000円の減額で1億135万1,000円を計上いたしました。

次に、款2の総務費については、庁用自動車購入やコミュニティ助成事業助成金等を新たに計上したものの、職員給与費の減額や選挙費の減額などにより、前年度より5,124万1,000円の減額で12億43万7,000円を計上いたしました。

款3民生費については、子どものための手当と子ども手当を合わせ6億2,377万円、こども医療費1億2,800万円、障害者福祉事業の各種給付費やサービス費、国民健康保険などの特別会計繰出金で、前年度より1,202万4,000円の減額で30億6,193万3,000円を計上いたしました。

款4の衛生費については、各種予防接種委託料、検診委託料などの予防費や児玉郡市広域市町村圏組合の清掃施設運営負担金など、前年度より723万2,000円の減額で5億2,765万6,000円を計上いたしました。

款5の農林水産業費については、県営上里西部土地改良事業を初めとして、各土地改良区補助金の減額など、前年度より118万5,000円の減額で1億8,947万4,000円を計上いたしました。

款6商工費については、住宅改修等資金補助金などの増額により、前年度より42万6,000円の増額で2,179万7,000円を計上いたしました。

款7の土木費については、社会資本整備総合交付金を活用した上里サービスエリア周辺地区道路整備事業や東北地方太平洋沖地震により影響を受けた公共基準点を緊急雇用創出基金事業を活用して測量するなど、前年度より3,893万5,000円の増額で5億4,321万7,000円を計上いたしました。

次のページの款8消防費につきましては、地域防災計画改訂業務を新たに計上しましたが、児玉郡市広域市町村圏組合への消防分の負担金減額により、前年度より1,193万1,000円の減額

で3億5,587万9,000円を計上いたしました。

款9教育費については、小学校の体育館耐震等工事や上里中学校改築工事費を平成23年3月補正で計上したことなどにより、前年度より9,915万7,000円の減額で7億3,674万7,000円を計上いたしました。

歳出総額は歳入総額と同額の74億2,200万円であります。

次に、11ページの「第2表 債務負担行為」についてでございます。

上里町土地開発公社借入金債務保証については、土地開発公社が業務を行うために銀行等から借り入れた資金について、最終弁済期が到来しても償還できない額を債務保証するもので、上里サービスエリア周辺地区整備事業の平成24年度借入れ分でございます。

次に、公共用地先行取得事業については、平成24年度に上里町などの依頼に基づき土地開発公社が先行取得する用地分に要する費用でございます。

農業近代化資金及び農業経営基盤強化資金については、平成24年度の資金貸し付けによる利子補給で、中小企業融資損失補償は平成24年度に保証した保証債務の債務負担行為であります。

次に、12ページは「第3表 地方債」についてであります。

道路新設改良事業は、町道の新設改良事業債で、上里サービスエリア周辺地区道路整備事業や古新田四ツ谷線整備事業をあわせ、道路関係の起債額を8,040万円計上するとともに、県営農業用河川工作物応急対策事業負担金の起債額を560万円計上いたしました。

次に、臨時財政対策債であります。国の地方財政計画における財源不足に応じて発行するもので、起債額は交付税の基準財政需要額に全額元利償還金が算入され、5億4,000万円を起債額とし、町債額合計は6億2,600万円でございます。

次に、起債の方法につきましては、利率を4.0%以内とし、ただし書きで利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構の資金について、利率の見直しを行った後においても、当該見直し後のリースと規定をしております。

償還の方法につきましては、記載のとおりでございます。

次に、予算の内容につきまして説明をさせていただきます。

平成24年度の予算は、先ほど御説明申し上げたように、一般会計の歳入歳出予算の総額を74億2,200万円とし、前年度と比較いたしまして1億7,830万円の減額で、率では2.3%の減となっております。

政府は、平成24年度当初予算を日本再生元年予算と位置付けるとともに、社会保障・税一体改革など経済成長と財政健全化の両立する基本方針が示されております。

一方、地方財政への対応について、地方財政計画の規模は前年度よりわずかながら減額になったものの、地方交付税と臨時財政対策債を合わせた総額は前年度を上回る額が確保をされて

おります。

本町の平成24年度当初予算では、円高等による経済情勢の不透明感が強まる中で、国の基本方針や地方財政計画を踏まえ、平成23年度補正予算と一体的に、防災対策をはじめ社会保障の充実、行政改革等に取り組むことといたしました。行財政改革については、平成23年度に引き続き町長、副町長、教育長の給与の削減、議会議員、非常勤特別職の費用弁償の支給停止の継続、職員出張日当の支給停止継続をはじめ、補助金の見直しなどを実施し、引き続き経費の削減に努めております。

町税では、個人町民税が年少扶養控除の廃止等により増収を見込み、法人税も昨年度より好転したものの、固定資産税は3年に1度の評価替えが行われ、土地、家屋、償却資産ともに大きく減収見込みとなっております。また、個人住民税の年少控除廃止による増収分は、地方特例交付金の減額や子どものための手当の地方負担分の増額により相殺されております。

地方交付税は前年度よりも増額を見込みましたが、国や県の支出金は子どものための手当国庫負担金は大きく減額、県支出金も緊急雇用創出基金事業などの減額に伴って減額となっております。

町債については、道路関係債や県営農業用河川工作物応急対策事業債、臨時財政対策債により増額となっております。

東日本大震災を契機として、防災対策への新たな施策への取り組みといたしましては、平成15年度に策定された地域防災計画の改訂や、耐震改修促進計画策定、町立保育園の給食食材放射能検査を行います。

教育関係では、ボランティア相談員から担任と連携して学習指導等を行う児童相談員の賃金などを計上しております。

引き続き民生費では、高齢者や障害者への社会福祉事業や子育て支援として子どものための手当や子ども医療費、地域子育て支援拠点事業委託など児童福祉事業に取り組み、保健衛生費では、がん検診等予防対策事業の充実を図るとともに、環境衛生事業として住宅用太陽光発電システム設置補助を計上しております。

土木費では、道路補修事業や上里サービスエリア周辺地区道路整備事業、古新田四ツ谷線道路整備事業など早期完成を目指した道路整備などの取り組みを計上しております。

税収の確保が厳しい中で、子育て、医療、福祉などへの経常的経費の増額が見込まれる一方、社会基盤への整備や維持も欠くことはできません。多様化する住民要望に応え、安心して暮らせる町づくりを図るため、事務事業の見直しなどにより行財政基盤の充実強化を図り、より一層必要性や効果のより高い行財政運営を推進していかなければならないと考えております。

以上が平成24年度の一般会計の予算に対する編成方針及び予算の内容の説明でございます。

慎重審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第31号 平成24年度上里町国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成24年度上里町一般会計・特別会計予算書の15ページをお願いいたします。

議案第31号 平成24年度上里町国民健康保険特別会計予算であります。

平成24年度上里町国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによります。

歳入歳出予算についてでございます。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29億6,728万8,000円と定めるものでございます。また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものです。

一時借入金につきましては、第2条地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定めるものであります。

歳出予算の流用につきましては、第3条地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものでございます。

続きまして、国民健康保険特別会計の概要について説明させていただきます。

16ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算であります。

最初に、歳入についてでございます。

款1国民健康保険税につきましては、一般被保険者及び退職被保険者等の医療給付費分・後期高齢者支援金分・介護納付金分の現年課税分と滞納繰越分でございます。合計で昨年の当初予算より546万3,000円増の6億3,709万6,000円を予算計上いたしました。

一般被保険者の国民健康保険税が景気の低迷等の影響により、昨年と比較し157万円の減額となっております。退職被保険者数の増加により退職分の保険税が703万3,000円の増となっております。

続きまして、款2使用料及び手数料であります。国民健康保険の資格証明書の証明手数料及び保険税の督促手数料として2,000円の予算計上であります。

続きまして、款3国庫支出金についてでございます。療養給付費等の国庫負担金と普通調整交付金等の国庫補助金であります。昨年より2,854万円増の7億1,586万3,000円の予算計上であります。

項1国庫負担金のうち療養給付費等負担金については、一般被保険者に係る療養給付費や療養費・介護納付金・後期高齢者支援金などの支出見込額のおおむね32%相当額5億6,881万3,000円となっております。この療養給付費等負担金については、平成24年度から負担割合が

34%から32%に減となりましたが、減額となった2%分については県調整交付金で交付をされます。

また、高額医療費共同事業負担金については、高額医療費共同事業医療費拠出金の4分の1相当額1,969万6,000円、特定健康診査等負担金として、特定健康診査等の費用の3分の1相当額280万円、国庫負担金合計で5億9,130万9,000円を予算計上しております。

また、項2国庫補助金につきましては、普通調整交付金として一般被保険者に係る療養給付費などの支出見込額のおおむね7%相当額1億2,442万7,000円、エイズ予防対策に係る特別調整交付金として12万6,000円など、合計で1億2,455万4,000円を計上しております。

続きまして、款4療養給付費交付金でございます。これは退職被保険者の療養給付費等について、社会保険診療報酬支払基金から交付されるもので1億2,407万円の予算額となっております。

続きまして、款5前期高齢者交付金であります。65歳以上75歳未満の前期高齢者の方に係る療養給付費及び後期高齢者支援金について、国民健康保険や被用者保険などの保険者間の偏在による負担の不均衡を調整するため、前期高齢者の加入者数や医療費に応じて社会保険診療報酬支払基金から交付をされるものでございます。昨年より5,300万円増の4億8,300万円を予算計上しております。

続きまして、款6県支出金であります。高額医療費共同事業及び特定健康診査等の県負担金と財政調整交付金等の県補助金であります。昨年より4,956万9,000円増の1億7,054万6,000円を予算計上しております。

項1県負担金の主な内訳を説明を申し上げます。高額医療費共同事業負担金につきましては、国庫負担金と同様に高額医療費共同事業拠出金の4分の1相当額1,969万6,000円、特定健康診査等負担金として、特定健康診査等の費用の3分の1相当額280万円であります。

また、項2県補助金の普通調整交付金につきましては、一般被保険者に係る療養給付費などの支出見込額のおおむね8%相当額1億4,220万3,000円、特別調整交付金として医療費適正化のためのレセプト点検員賃金や医療費通知等の経費、人間ドック補助などに対する交付金で584万7,000円であります。県調整交付金につきましては、国庫負担金の負担割合の減額分2%分を県調整交付金に上乗せし、8%で見込んでいるため、昨年より4,440万円の増となっております。

続きまして、款7共同事業交付金についてでございます。市町村からの拠出金を財源に都道府県及び全国単位で費用負担の調整を行い交付されるもので、高額医療費共同事業交付金につきましては、1件当たり80万円を超える高額医療費に対し、また保険財政共同安定化事業交付金につきましては、平成24年度より1件当たり30万円から10万円を超える高額医療費に対し費

用負担の調整を行い交付されることとなりました。高額医療費共同事業交付金は昨年より1,927万6,000円増の6,232万6,000円、保険財政共同安定化事業交付金は昨年より6,185万9,000円増の3億694万2,000円、合計で3億6,926万8,000円を予算計上しております。

続きまして、款9繰入金につきましては、一般会計からの保険基盤安定分や職員給与費等に対する繰入金と国保基金からの繰入金で4億3,526万円となっております。昨年より6,869万9,000円増となっておりますが、療養給付費等の増に伴い、一般会計からのその他繰入金が昨年当初より6,737万9,000円増の2億9,150万5,000円となっているのが主な要因でございます。

続きまして、款10繰越金につきましては、前年度同額の2,500万1,000円を予算計上しております。

続きまして、款11諸収入ですが、国民健康保険税の延滞金や過料として昨年より100万円増の500万2,000円、特定健康診査の一部負担金1,900人分、190万円と70歳から74歳までの前期高齢者の方の医療費の一部負担金について、平成24年4月以降も1割負担に凍結となったことから、その1割相当額の療養費の公費負担分27万2,000円などで、諸収入合計で718万1,000円の予算計上でございます。

歳入合計につきましては、昨年より2億6,073万5,000円増の29億6,728万8,000円となっております。

続きまして、18ページの歳出について説明をいたします。

款1総務費につきましては、項1総務管理費として職員7名分の給与費などで5,110万9,000円、レセプト点検員賃金・電算事務委託などの事務経費として1,133万8,000円、埼玉県国民健康保険団体連合会への事務費負担金52万5,000円、合計で6,297万2,000円であります。

また、項2徴税费につきましては、国民健康保険税の賦課徴収に係る事務経費として665万2,000円であります。

項3運営協議会費につきましては、国民健康保険運営協議会の委員報酬などの事務経費34万6,000円、項4趣旨普及費につきましては、エイズ予防対策やインフルエンザ予防対策などのパンフレット代等で43万4,000円であります。総務費合計で7,040万4,000円の予算計上であります。

続きまして、款2保険給付費の項1療養諸費であります。一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費及び療養費、審査支払手数料でありまして、昨年より1億2,426万9,000円増の16億6,352万3,000円の予算計上であります。

項2高額療養費につきましても、一般・退職被保険者を含め昨年より2,662万2,000円増の2億361万9,000円の予算計上であります。

項4出産育児諸費の出産育児一時金につきましては、45人分1,890万円、項5葬祭諸費につ

きましては、46人分230万円の予算計上であります。

続きまして、款3 後期高齢者支援金等につきましては、75歳以上の後期高齢者の方の医療費の4割相当額を各医療保険者が被保険者数に応じて負担するものでございます。年々高齢者の医療費の増加しており、事務費を含め昨年より4,100万3,000円増の4億434万4,000円の予算計上でございます。

続きまして、款4 前期高齢者納付金等につきましては、65歳以上75歳未満の前期高齢者の方の医療費の各医療保険者間の偏在を調整するために納付するもので、事務費を含め94万1,000円であります。

続きまして、款5 老人保健拠出金につきましては、老人医療費の過誤等精算額でありまして、2万6,000円の予算計上であります。

続きまして、款6 介護納付金につきましては、介護第2号被保険者数に応じて納付するもので、昨年より1,745万6,000円増の1億7,914万円の予算計上となっております。

続きまして、款7 共同事業拠出金につきましては、高額な医療について都道府県単位・全国単位で財源をプールし、保険者の運営基盤の安定化を図るための拠出金でありまして、高額医療費共同事業医療費拠出金7,878万5,000円、保険財政共同安定化事業拠出金3億766万8,000円、合計で昨年より5,358万5,000円増の3億8,645万7,000円を予算計上しております。

続きまして、款8 保健事業費、項1 特定健康診査等事業費につきましては、特定健康診査や保健事業費でありまして、3,077万6,000円の予算計上でございます。

項1 特定健康診査等事業費につきましては、特定健康診査の受診率33%、1,900人分を見込み、2,142万3,000円を予算計上しております。

項2 保健事業費として、健康づくりのための講師謝礼や人間ドック等の予防検診補助金として935万3,000円の予算計上であります。脳ドックの補助金を3万円から2万5,000円に、併診ドックの補助金を5万円から4万5,000円に見直し、また保養施設利用補助金の廃止により昨年より減額となっております。

款9 基金積立金につきましては、国民健康保険給付費支払基金への積立金でありまして、昨年と同額の10万1,000円の予算計上であります。

款10 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金につきましては、保険税の還付金などで昨年より105万円増の365万6,000円の予算計上であります。

歳出合計につきましては、歳入同様、昨年より2億6,073万5,000円増の29億6,728万8,000円となっております。

以上で平成24年度上里町国民健康保険特別会計予算の提案説明とさせていただきます。慎重審議をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

御提案を申しあげました議案第32号 平成24年度上里町介護保険特別会計予算について御説明申し上げます。

平成24年度上里町一般会計・特別会計予算書の23ページをお願いしたいと思います。

平成24年度上里町介護保険特別会計予算は、次に定めるところによるものでございます。

第1条ですが、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億6,724万6,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

第2条については、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は5,000万円と定めたものでございます。

第3条については、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により、歳出予算各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とするものでございます。

続きまして、介護保険特別会計の概要について説明をさせていただきます。

24ページの第1表歳入歳出予算でございます。

最初に、歳入でございます。

款1介護保険料、項1介護保険料につきましては、第5期介護保険事業計画策定に伴う保険料の改定により3億281万7,000円、前年度対比7,485万3,000円、32.8%の増額で計上しております。内訳といたしましては、現年度課税分が3億187万5,000円であり、これに滞納繰越分94万2,000円を加えた額となっております。

次に、款2国庫支出金で総額3億1,749万8,000円、前年度対比2,629万6,000円、9.03%の増額であります。

項1国庫負担金については、保険給付費に厚生労働大臣が定める係数、施設介護サービス給付15%、居宅給付費20%を乗じた額2億3,895万5,000円、前年度対比2,038万7,000円、9.32%の増額であります。

項2国庫補助金につきましては、7,854万3,000円、前年度対比590万9,000円、8.13%の増額となります。内訳は調整交付金6,694万4,000円、地域包括支援センターが行う介護予防事業に対しての地域支援事業交付金76万3,000円、また包括的支援事業に対しての地域支援事業交付金として1,083万6,000円でございます。

次に、款3支払基金交付金、項1支払基金交付金は3億8,919万4,000円、前年度対比1,818万3,000円、4.9%の増額となります。この交付金は社会保険診療報酬支払基金より一律に第2号被保険者分として交付されるもので、介護給付費交付金3億8,830万9,000円、地域支援事業支援交付金88万5,000円でございます。

款 4 県支出金の総額につきましては、2 億1,202万8,000円、前年度対比2,408万1,000円、12.81%の増額であります。

項 1 県負担金につきましては、県知事が定める係数、施設介護サービス給付17.5%、その他12.5%を保険給付費に乗じた額 1 億9,621万4,000円、前年度対比1,373万7,000円、7.52%の増額となります。

項 2 県補助金につきましては、地域包括支援センターで行う介護予防事業に対しての地域支援事業交付金で38万1,000円、前年度対比 4 万3,000円、12.72%の増額となります。さらに、包括的支援事業に対しての地域支援事業交付金は541万8,000円、前年度対比28万6,000円、5.57%の増額でございます。

項 3 財政安定化基金支出金につきましては、県の介護保険財政安定化基金を取り崩し、市町村へ拠出金を返還し、第 5 期介護保険料の改定に伴う介護保険料の上昇を抑えるため交付されるもので、1,001万5,000円を計上するものでございます。

次に、款 5 繰入金、項 1 一般会計繰入金であります。2 億4,512万円、前年度対比444万6,000円、1.84%の増額でございます。内訳といたしましては、介護給付費繰入金は保険給付費の町負担の12.5%分として 1 億6,737万3,000円、前年度対比1,312万8,000円、8.51%の増額で、介護予防事業の地域支援事業繰入金として38万1,000円、前年度対比 4 万3,000円、12.72%の増額となります。包括的支援事業の地域支援事業繰入金として541万8,000円、前年度対比28万6,000円、5.57%の増額でございます。その他一般会計繰入金では、一般会計からの事務費分として7,194万8,000円、前年度対比901万1,000円、11.13%の減額でございます。

項 2 基金繰入金につきましては、介護従事者処遇改善臨時特例基金繰入金として6,000円を計上させていただきました。

次に、款 6、項 1 繰越金であります。前年同様額の50万円を計上させていただきました。

款 7 諸収入、項 1 延滞金及び加算金及び過料についても、前年同様額1,000円を計上させていただきました。項 2 雑入は第三者納付金等で、前年同様額 8 万2,000円を計上させていただきました。

最後に、預金利子、使用料及び手数料については、歳入はありませんので、それぞれ廃項、廃款といたしました。

歳入総額14億6,724万6,000円、前年度対比 1 億1,978万9,000円、8.89%の増額でございます。続きまして、25ページの歳出でございます。

まず、款 1 総務費につきましては、総額6,249万8,000円、前年度対比143万6,000円、2.24%の減額となります。主なものといたしまして、項 1 総務管理費3,835万8,000円、前年度対比179万9,000円、4.47%の減額、項 2 徴収費206万2,000円、前年度対比 6 万4,000円、3.01%の

減額でございます。項3 介護認定審査調査費2,152万4,000円、前年度対比6万4,000円、0.29%の減額であります。項4 趣旨普及費55万4,000円、前年度対比49万1,000円、779.36%の数字上の増額でございます。これは介護保険料等の改定に伴い、町民等へ制度の周知に使用するパンフレット等の作成代等でございます。

次に、款2 保険給付費であります。総額13億3,902万7,000円、前年度対比1億190万4,000円、8.23%の増額でございます。内訳といたしまして、項1 介護サービス等諸費は11億8,636万6,000円、前年度対比9,439万6,000円、8.64%の増額でございます。項2 介護予防サービス等諸費は7,178万1,000円、前年度対比168万2,000円、2.28%の減額でございます。また、項3 高額サービス費につきましては2,373万7,000円で、前年度対比248万8,000円、11.70%の増額でございます。項4 高額医療合算介護サービス等費につきましては487万5,000円、前年度対比140万6,000円、40.53%の増額となっております。項5 審査支払手数料は162万6,000円で、前年度対比16万3,000円、11.14%の増額でございます。次に、項6 特定入所者介護サービス等費につきましては5,064万2,000円で、前年度対比513万3,000円、11.27%の増額でございます。

また、款3 基金積立金では2,483万3,000円、これは第5期、平成24年度から平成26年度まで、介護保険料の不足分を補うためのものでございます。

款4 地域支援事業費として3,993万7,000円、前年度対比545万9,000円で12.02%の減額でございます。内訳といたしましては、項1 介護予防事業費については1,044万4,000円で、前年度対比28万7,000円、2.82%の増額でございます。項2 包括的支援事業・任意事業費については2,949万3,000円、前年度対比574万6,000円で16.30%の減額でございます。

款5 諸支出金、項1 償還金及び還付加算金につきましては、内訳として第1号被保険者保険料還付金44万3,000円、償還金6,000円、第1号被保険者還付加算金1,000円を計上し、項2 繰出金、一般会計繰出金については1,000円を計上させていただきました。

款6 予備費、項1 予備費については50万円を計上させていただきました。

歳出総額については、歳入と同様に14億6,724万6,000円、前年度対比1億1,978万9,000円、8.89%の増額でございます。

以上が介護保険特別会計予算の提案説明でございます。慎重御審議をいただきまして、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

御提案をいたしました議案第33号 平成24年度上里町後期高齢者医療特別会計予算について御説明を申し上げます。

平成24年度上里町一般会計・特別会計予算書の29ページをお願いいたします。

議案第33号 平成24年度上里町後期高齢者医療特別会計予算であります。

平成24年度上里町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによります

歳入歳出予算についてございます。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億664万8,000円と定めるものでございます。

また、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

続きまして、後期高齢者医療特別会計の概要について説明をさせていただきます。

30ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算であります。

最初に、歳入についてですが、款1後期高齢者医療保険料につきましては、平成24年度、平成25年度の保険料が均等割額が1人当たり4万300円から1,560円増の4万1,860円に、所得割率が7.75%から0.5ポイント増の8.25%に、また賦課限度額が50万円から55万円に変更となり、埼玉県後期高齢者医療広域連合において被保険者数2,888人で見込んだ保険料を予算計上いたしました。現年度分と滞納繰越分を含め、昨年より1,086万4,000円増の1億4,179万7,000円です。1人当たりの平均保険料は4万8,343円でございます。

続きまして、款2使用料及び手数料についてですが、保険料の納付証明手数料として1,000円を予算計上しております。

続きまして、款3繰入金につきましては、一般会計からの繰入金であります。埼玉県後期高齢者医療広域連合への事務費分の負担金として903万4,000円、被保険者証の郵送料や電算委託料などの事務費分として450万1,000円、保険料の軽減分としての保険基盤安定繰入金として4,622万1,000円などで、合計で5,975万6,000円を一般会計より繰り入れております。埼玉県後期高齢者医療広域連合への事務費分や保険基盤安定分の納付金の増により、昨年と比較し302万6,000円の増となっております。

続きまして、款4繰越金につきましては、平成23年度の繰越金として50万円を予算計上しております。

続きまして、款5諸収入であります。埼玉県後期高齢者医療広域連合からの健康診査の受託事業収入として500人分341万6,000円、人間ドックに対する補助金として11人分27万5,000円、健康診査の一部負担金として50万円など、合計で459万4,000円を予算計上しております。

歳入合計につきましては、昨年より1,375万4,000円増の2億664万8,000円となっております。

続きまして、歳出について説明いたします。

款1総務費につきましては、項1総務管理費として、後期高齢者の方の被保険者証の交付や健康診査のための委託料、人間ドック補助金等の経費、あるいは後期高齢者医療システムの保守委託などの事務経費でありまして735万4,000円、また項2徴収費として後期高齢者医療保険料の賦課徴収に係る事務経費132万9,000円、総務費合計で868万3,000円の予算計上であります。

続きまして、款2 後期高齢者医療広域連合納付金であります。埼玉県後期高齢者医療広域連合への事務費などの共通経費負担金として903万4,000円、保険料分の納付金1億4,179万7,000円、保険基盤安定分4,622万1,000円などで、合計で1億9,705万3,000円でございます。

続きまして、款3 諸支出金につきましては、保険料の還付金及び還付加算金、一般会計への繰出金でありまして41万2,000円を予算計上しております。

歳出合計につきましては、歳入同様、昨年より1,375万4,000円増の2億664万8,000円となっております。

以上で平成24年度上里町後期高齢者医療特別会計予算の提案説明とさせていただきます。慎重審議をいただき、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（伊藤 裕君） 暫時休憩いたします。

午後 2時35分休憩

午後 2時50分再開

議長（伊藤 裕君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（伊藤 裕君） 提案理由の説明を続行します。

副町長。

〔副町長 高野正道君発言〕

副町長（高野正道君） 御提案申し上げました議案第34号 平成24年度上里町神保原駅南土地地区画整理事業特別会計予算について御説明申し上げます。

平成24年度上里町一般会計・特別会計予算書の33ページをお願いいたします。

平成24年度上里町神保原駅南土地地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算、第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,956万2,000円と定め、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、34ページをお願いいたします。

第1表の歳入歳出予算でございます。

歳入関係でございますが、款1 分担金及び負担金でございます。負担金につきましては、6,956万円でありまして、平成24年度に換地処分を予定しており、平成24年度においてすべての保留地処分を行う予定でございます。

次に、款2 繰越金、款3 諸収入でございます。前年度繰越金1,000円、諸収入の雑入といた

しまして1,000円の科目設定をいたしたところでございます。

歳入合計につきましては6,956万2,000円でございます。

次に、歳出でございます。

歳出につきましては、まず款1事業費でございます。6,946万2,000円でございます。款1事業費の内容につきましては、委託料として換地事務に係る委託料と施行者管理地の管理委託料として2,720万円を計上し、一般会計への繰出金として2,333万9,000円を計上いたしました。

この区画整理事業も事業開始以来28年を経過いたしました。平成24年度に換地処分を行う予定であります。現事業計画の施行期間が平成24年3月31日までとなっているため、現在、事業計画の最終変更に係る手続を行っております。清算金の納付期限が最長5年間であるため、平成30年3月31日までが事業期間となる予定でございます。

次に、予備費につきましては10万円の計上でございます。

歳入同様、歳出合計は6,956万2,000円でありまして、前年対比いたしますと43.4%の増額でございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

御提案申し上げました議案第35号 平成24年度上里町公共下水道事業特別会計予算について御説明申し上げます。

まず初めに、上里町公共下水道の第2期認可区域の管渠布設事業も若干の遅れはあるものの順調に進捗しているところでございます。また、供用開始した区域につきましては、前年度に引き続き戸別訪問を実施し、公共下水道への接続をお願いしているところでございます。本年2月末までの接続数は358件であります。

それでは、この特別会計の予算内容について御説明いたします。

37ページをお願いいたします。

平成24年度上里町公共下水道事業特別会計予算であります。

平成24年度上里町公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算であります。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3億3,202万9,000円と定め、同条第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」によるものでございます。

次に、債務負担行為であります。第2条地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」によるものであります。

次に、地方債であります。第3条地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」によるものでございます。

38ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算は、歳入7款、歳出3款の構成となっております。

歳入から説明をいたします。

款1分担金及び負担金、項1負担金は公共下水道接続に伴う受益者負担金で1,660万円であります。

次に、款2使用料及び手数料は6,739万6,000円であります。その内訳といたしまして、項1使用料であります。公共下水道利用者への賦課徴収する使用料金の現年度分及び過年度分を含めまして6,739万円であり、項2手数料は町下水道条例第29条の規定に基づく排水設備工事責任技術者証交付手数料等の6,000円でございます。

次に、款3国庫支出金、項1国庫補助金5,300万円は公共下水道事業費補助金であります。

次に、款4繰入金、項1他会計繰入金9,201万6,000円は一般会計より繰り入れるものでございます。

次に、款5繰越金、項1繰越金10万円は前年度と同額を計上したものでございます。

次に、款6諸収入231万7,000円あります。その内訳といたしましては、項1預金利子1,000円は歳計現金預金利子であり、項2雑入231万6,000円は平成23年度公共下水道事業に係る消費税及び地方消費税の還付金であります。

次に、款7町債、項1町債1億60万円は公共下水道事業債でございます。

歳入合計3億3,202万9,000円あります。

次に、歳出であります。款1事業費、項1事業費2億3,604万3,000円は公共下水道給与費及び公共下水道維持管理事業費並びに公共下水道建設事業費の総額でございます。

次に、款2公債費、項1公債費9,588万6,000円は平成8年から前年度までに借り入れいたしました元利償還金であります。

次に、款3予備費、項1予備費10万円あります。前年度と同額を計上いたしました。

歳出合計は歳入合計と同じく3億3,202万9,000円あります。

39ページをお願いします。

第2表債務負担行為であります。この内容であります。まず初めに、下水道改造資金融資あっせんに対する損失補償、平成24年度分であります。町下水道改造資金融資あっせん及び利子補給に関する規則第19条の規定に基づく損失補償であります。また、下水道事業地方公営企業法適用支援業務委託につきましては、平成26年4月に現在の官庁会計方式から企業会計方

式への移行を含めた地方公営企業法の全部適用を予定しているためのものであり、これら2つの事項についての期間、限度額を定めたものでございます。

40ページをお願いいたします。

第3表地方債であります。この内容でございますが、管渠築造工事等の公共下水道事業に伴う起債の限度額を1億60万円とするとともに、起債の方法、利率、償還の方法を定めたものでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

御提案申し上げました議案第36号 平成24年度上里町農業集落排水事業特別会計予算について御説明いたします。

まず初めに、この会計の現状です。前年度新たに2戸の接続がありまして、総接続戸数は61戸であります。また、未接続戸数の26戸につきましては、前年度と同様に引き続き接続促進を実施するものでございます。

それでは、この会計の予算内容について御説明をいたします。

43ページをお願いいたします。

平成24年度上里町農業集落排水事業特別会計予算であります。

平成24年度上里町農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによるものでございます。

歳入歳出予算であります。第1条歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,147万円と定め、同条第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」によるものでございます。

44ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算は、歳入5款、歳出2款の構成となっております。

歳入から説明いたしますと、款1分担金及び負担金、項1分担金25万円は農業集落排水に接続に伴う受益者負担金で、1戸の加入を見込んだものでございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料であります。農業集落排水利用者へ賦課徴収する使用料金の現年度分及び過年度分を含めまして254万9,000円でございます。

次に、款3繰入金、項1他会計繰入金857万円につきましては、一般会計より繰り入れをする総額でございます。

次に、款4繰越金、項1繰越金10万円並びに款5諸収入、項1預金利子1,000円につきましては、前年度と同額を計上いたしました。

歳入合計は1,147万円であります。

次に、歳出でございます。

款 1 事業費、項 1 事業費609万9,000円につきましては、農業集落排水維持管理事業の総額であります。

次に、款 2 公債費、項 1 公債費537万1,000円は平成11年度から平成15年度までに借り入れました元利償還金であります。

歳出合計は歳入合計と同じく1,147万円でございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願い申し上げます。

議案第37号 平成24年度上里町水道事業会計予算について御説明申し上げます。

予算書の47ページをお願いいたします。

総則第 1 条であります。平成24年度上里町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。業務の予定量、第 2 条であります。業務の予定量は次のとおりとする。

(1)給水戸数は1万1,819戸、昨年度より65戸の増となっております。

(2)年間給水量は413万立方メートルであります。昨年度より4万1,000立方メートルの減となっております。

(3)1日平均給水量は1万1,315立方メートルであります。昨年度より112立方メートルの減となっております。

(4)主な建設改良事業は機械電気更新事業で2億830万円であります。その他、石綿セメント管更新事業等も行っております。

次に、収益的収入及び支出でございますが、第 3 条収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定めます。

収入ですが、第 1 款の事業収益は5億8,949万8,000円であります。前年度対比257万9,000円の減額でございます。内訳ですが、第 1 項の営業収益5億6,735万8,000円で、前年度対比85万1,000円の減額です。

第 2 項の営業外収益2,213万9,000円で、前年度対比172万8,000円の減額で、主な要因は一般会計補助金の減額でございます。

第 3 項の特別利益は科目設定でございます。

次に、支出ですが、第 1 款の事業費は5億3,143万2,000円あります。前年度対比797万1,000円の増額です。内訳ですが、第 1 項の営業費用4億3,570万円で、前年度対比407万2,000円の増額で前年度工事の減価償却費の増が主な要因でございます。

第 2 項の営業外費用8,973万2,000円で、前年度対比389万9,000円の増額で、消費税の増によるものでございます。

第3項の特別損失、第4項の予備費は前年度と同額となっております。

次に、48ページをお願いいたします。

資本的収入及び支出であります。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額2億6,376万6,000円は、当年度分消費税資本的収支調整額1,273万3,000円及び過年度分損益勘定留保資金2億5,103万3,000円で補てんするものでございます。

収入ですが、第1款の資本的収入は2億830万2,000円です。前年度対比9,519万9,000円の減額です。内訳ですが、第1項の企業債2億830万円で前年度対比8,420万円の減額で、機械・電気等の更新事業に伴う企業債の減額によるものでございます。

第2項の国庫補助金1,000円、第3項の負担金1,000円は科目設定でございます。

次に、支出ですが、資本的支出4億7,206万8,000円です。前年度対比1億1,485万円の減額でございます。内訳ですが、第1項の建設改良費2億7,590万円で前年度対比1億3,366万7,000円の減額です。主な要因は、機械・電気等の更新事業費の減に伴うものでございます。

第2項の企業債償還金1億9,616万8,000円で、前年度対比1,881万7,000円の増額です。主な要因は、前年度起債した企業債の償還によるものでございます。

次に、企業債でございます。第5条起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、機械電気等更新事業、限度額2億830万円、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

次に、一時借入金でございます。第6条、一時借入金の限度額は3,000万円と定めるということでございます。

次に、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、第7条、次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならないということございまして、職員給与費、交際費です。職員給与費は6,837万5,000円で、前年度対比386万5,000円の減額です。交際費は前年度と同額です。

次に、補助金でございしますが、第8条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりと定めるものでございます。

企業債利息支払金補助2,171万1,000円で、前年度対比180万2,000円の減額でございます。

最後に、第9条たな卸資産の購入限度額は764万円とするところでございます。

以上で提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろし

くお願いを申し上げます。

議長（伊藤 裕君） 次に、担当課長より補足説明を求めます。

総合政策課長。

〔以下、上程中の議案について 総合政策課長 石原秀一君補
足説明〕

議長（伊藤 裕君） 以上をもちまして、平成24年度上里町一般会計予算、平成24年度上里町国民健康保険特別会計予算、平成24年度上里町介護保険特別会計予算、平成24年度上里町後期高齢者医療特別会計予算、平成24年度上里町神保原駅南土地区画整理事業特別会計予算、平成24年度上里町公共下水道事業特別会計予算、平成24年度上里町農業集落排水事業特別会計予算、平成24年度上里町水道事業会計予算についての提案理由の説明を終わります。

散 会

議長（伊藤 裕君） 本日はこれをもって散会いたします。

御苦労さまでした。

午後3時46分散会